

都立産業技術研究センター利用料等助成

都立産業技術研究センターおよび産業技術総合研究所の利用に要する費用の一部を助成します。

助成額

1社あたり最大**10万円**（助成率2/3）

※千円未満の端数切り捨て

※同一企業から複数の申請があった場合、1社につき上限10万円の助成となります。

申請期間

令和6年5月7日（火）～令和7年2月28日（金）

※ 午後5時必着

※ 予算額に達した場合、募集を終了します。

対象者

中小企業基本法に規定する**中小製造事業者**および**中小情報通信事業者**で、

品川区に本社あるいは主な事業所を有し、かつ、以下の要件を満たしていること。また、個人事業主の場合は、品川区内に事業所を有していること。※みなし大企業は除く

（1）品川区で引続き1年以上事業を営んでいること

（登記簿謄本または法人住民税納税証明書等で品川区の住所が確認できること。）

（2）前年度の法人事業税および法人住民税

（個人の場合は個人事業税および住民税）を滞納していないこと

*「情報通信業」とは、日本標準産業分類における大分類「情報通信業」のうち、中分類「情報サービス業」及び中分類「インターネット附随サービス業」を指します。

対象経費

令和6年4月1日から令和7年3月31日までにお支払いの費用

※次の（1）～（3）に掲げる要件全てを満たすこと。

（1）都立産業技術研究センターもしくは産業技術総合研究所が提供する次のようなメニューに該当する利用料であること。

（例） 実地技術支援・依頼試験・機器利用

（2）令和6年度中に利用し、支払が完了すること。

（3）都立産業技術研究センターもしくは産業技術総合研究所に直接支払った経費であること。

※材料費や試験報告書の交付、郵送費等は助成対象外となる場合があります。

申請方法

オンライン申請

「品川区中小企業支援サイト」内の、品川区電子申請サービスよりお申込みください。事業者名・住所・助成対象経費および助成金申請額等の必要事項をご入力いただくほか、以下の必要書類をアップロードいただきます。

- (1) 経費内訳書（区指定様式）
- (2) 利用内容の裏づけとなる書類（申込書、依頼書、見積書など）
- (3) 支払領収書、振込記録等の帳票書類
- (4) 履歴事項全部証明書（個人事業主の場合は開業届）（コピー可）
 - ※ 申請日より3か月以内に発行のものに限る。
 - ※ 開業届がない場合は、「直近の確定申告書（第一表）」で代替可。
ただし、電子申告した場合は「受信通知（メール詳細）」も合わせて提出すること。
- (5) 法人事業税納税証明書および法人都民税納税証明書（コピー可）
（個人事業主の場合は個人事業税納税証明書および住民税納税証明書（居住地用と事業所用）（コピー可））
- (6) 誓約書（区指定様式）

留意事項

- (1) 令和7年3月1日～31日に利用を予定している場合も事前に申請ください。
※利用料の支払は3月31日までに完了する必要がありますのでご注意ください
- (2) 申請書類の(1)(6)については、地域産業振興課ホームページ「中小企業支援サイト」よりダウンロードが可能です。
(<http://www.mics.city.shinagawa.tokyo.jp/>)
- (3) 本社が品川区外の場合は、上記に加え、「事業開始等申告書提出済証明書」もご提出ください。
※申請日より3か月以内に発行され、都税事務所で発行かつ品川区の住所が記載のもの
- (4) 申請書類は、PDF形式にてアップロードください。
- (5) 申請書類のうち、(2)(3)は合わせてA4原稿20枚相当を上限とします。
- (6) 提出された書類、参考資料等はお返しできません。
- (7) 提出資料の不備・不足による再提出はマイページから行っていただきます。
また、申請の進捗状況は、マイページで確認することができます。
- (8) オンラインによる申請が困難な場合は別途ご相談ください。

【お問い合わせ】 品川区 地域産業振興課 中小企業支援担当（経営支援担当）
TEL 5498-6340 FAX 5498-6338